

- 高等学校専攻科については、以下のような特徴を有し、かつ、愛知総合工科高等学校専攻科において、民間（学校法人名城大学）のノウハウを活用して教育活動を行うことの利点が一定程度認められることから、公設民営学校制度を高等学校専攻科に関して全国展開することの可能性について、今後、文部科学省において実施する各地方公共団体のニーズ調査の結果を踏まえ、検討を進めることとしたい。

専攻科の特徴

- 教育課程についての自由度が極めて高い（学習指導要領のような教育課程の基準がなく、民間の知見も活かした柔軟な教育課程の開発が可能）。
- 高度な技術などの専門教育の深化等を設置の目的としており、大学や産業界等と連携して教育活動を行うことの要請が特に大きい。
- 高等学校の教育課程を修了した18歳以上の者が希望して進学するものであり、修業年限が短い。

【ニーズ調査のイメージ】

公立高等学校を設置する教育委員会に対し、以下の項目等について確認した上で、民間のノウハウ活用等に関し特に強い関心を有する教育委員会等に、ヒアリングを実施。

- ・（国家戦略特別区域内の教育委員会に対して）**公設民営学校制度を、今後、設置する専攻科について活用することについての意向**
- ・（国家戦略特別区域外の教育委員会に対して）**公設民営学校制度が国家戦略特別区域内外を問わず活用できるようになった場合に、設置する専攻科について活用することについての考え方（民間に管理を行わせることを考えたいかどうか、民間に管理を行わせたい内容、民間に管理を行わせることによって期待する効果、等）**
- ・**専攻科の教育活動等に民間のノウハウを活用するにあたり現在行っている取組、有している課題、国への要望等**

現行制度は、本来、高等学校専攻科に適用することを念頭に置いた制度ではないことから、以下の内容について確認することが必須。

- ・**どのような分野の学科において活用ニーズがあるのか、専攻科の管理を民間に行わせることの目的、設置者が期待する効果は何か**
- ・**把握されたニーズを実現するために最適となる制度設計**

一方で、全国展開に関しては、ニーズにかかわらず、制度が有するリスクや、愛知県での取組の詳細を踏まえた検討も行うことが必要（例えば、全く活用実績のない種類の法人を管理委託の対象に含めて全国展開することについては極めて慎重に検討すべき。）。

なお、丁寧に調査を行ってもなお完全な公設民営化のニーズ（当面の制度の活用の見通し）がない場合、現行の特区制度を維持しつつ、現状のニーズに対応した取組を行っていきたい。

- なお、一般の高等学校・中高一貫校の公設民営化については、大阪府立水都国際中学校・高等学校での活用事例が現時点で教育課程の構築途上にあり、効果の検証や全国展開の検討ができる段階に至っていない。

參考資料

公設民営学校制度について

平成27年の国家戦略特区法改正において、グローバル人材の育成や産業の国際競争力の強化等を可能にするため、教育委員会の一定の関与を前提として、国家戦略特別区域において公立学校の管理を指定した法人に行わせることとした。

特例措置前

○公立学校の管理は、第三者に行わせることはできない。

特例措置後

1. 都道府県等は、条例の定めるところにより、指定する非営利の法人にその設置する公設民営学校の管理を行わせることができる。

【指定する非営利の法人】

①学校法人、準学校法人、②一般社団法人、一般財団法人、③特定非営利活動法人

であって、その担当役員が管理を行うために必要な知識又は経験を有するものから、都道府県等が指定。

【公設民営学校の対象】

都道府県等が設置する①中高一貫の併設型中学校、②高等学校、③中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの。

2. 都道府県等が設置者としての最終的な責任を果たせるよう、教育委員会の一定の関与等を確保する。

(1) 指定する非営利の法人は、毎年度施設の管理業務について都道府県等に報告すること

(2) 都道府県等の教育委員会は、指定する非営利の法人に管理の業務状況等についての報告を求め調査や必要な指示ができること

(3) 都道府県等は、指定する非営利の法人が(2)の指示に従わない等管理の継続が適当でないと認めるときは、指定の取消し等ができること

3. 指定する非営利の法人の管理の業務に従事する者について、秘密保持義務及び罰則規定を設けるとともに、罰則の適用について公務員とみなす。

4. 通常の公立学校と同様に、公設民営学校である中高一貫の併設型中学校及び中等教育学校前期課程の教職員人件費について、国庫負担する。

効果

国家戦略特別区域におけるグローバル人材の育成や産業の国際競争力の強化等を促進

高等学校専攻科の概要

(1)目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)

(2)修業年限 1年以上

(3)入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(4)設置数

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する高校数(A)	3,755	303	530	618	41	274	96	26	99	5,742
専攻科を設置する高校数(B)	1	7	20	1	22	3	82	0	6	138
専攻科の在籍生徒数	107	199	513	1	545	134	7,988	0	364	9,928
設置割合(B/A)(%)	0.1%	2.3%	3.8%	0.2%	53.7%	1.1%	85.4%	6.1%	6.1%	2.4%

(平成30年度 文部科学省調べ) ※ 通信制課程は除く。

(5)高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようとする等のため、修業年限2年以上その他文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を平成28年4月に創設(学校教育法第58条の2)

<専攻科の設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「高度な技術など専門教育の深化」、「資格取得」等となっている。

[主な取得資格の例]

農業科…家畜人工授精師、造園技能士

工業科…技能士(二級)、二級建築士、
二級自動車整備士

商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験

水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士

家庭科…調理師、保育士

看護科…看護師国家試験受験資格

福祉科…介護福祉士国家試験受験資格

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科（指定管理法人：学校法人名城大学）現況

◇開校時期：2016年4月（2017年度公設民営化）

◇学校を運営する法人：学校法人 名城大学（指定期間：5年、～2027年3月（2期目））

◇所在地：愛知県名古屋市

◇生徒数：※2022年4月より、学科を改編



1年生	高度技術科		先端技術科		合計	2年生	産業システム科		先端技術システム科		合計
コース	自動車・航空	電気・制御	情報・IT	電子・ロボット		コース	生産システム	情報システム	自動車・航空産業	エネルギー産業	
生徒数	9	10	10	10	39	生徒数	10	10	10	11	41

◇開設目的：

次世代自動車や航空宇宙などの産業現場のリーダーとなる知識等を有し、即戦力となる実践的で高度な技術・技能を習得した人材の育成を通じて、愛知県の産業振興、ひいては国際競争力の強化に寄与する。

○企業での実習と学校での座学を並行的に実施する、ものづくり人材の育成プログラムを提供。2022年度は、20社以上の企業・機関との協力体制により教育活動を行うとともに、60名以上の実務家教員からの学びを得る機会を設ける。

○2021年度は、3名が公立大学、1名が私立大学に進学したほか、機械器具製造業、建設業、専門サービス業等の業種の企業に、35名が就職。

○2021年度は、技能検定（2～3級）を26名（延べ）が、電気工事士第一種を3名、第二種を5名が取得。ほか、技能五輪の全国大会出場者や、若年者ものづくり競技大会受賞者等を輩出。

日本一のモノづくり産業をさらに発展させ、世界で活躍できるモノづくり人材を育成します！

